

一、決意

A、各中央委員の分規を整理し、一部は上

責任を擔つて

川島中央委員

藤田中央委員

古賀中央委員

B、決意文提出方より川島中央委員より

一任出され、大連の海軍當局に提出せ

C、海軍文書に中央委員の合配を以て

必らず何れもトナシ、一任出され、配布書に
ハ海軍分何事トナシ、一任出され

D、中央委員の決意文は、長江に依りて

川島中央委員 横濱市山手山四ハ海軍文書

島田中央委員 是市古川所ニ九 中銀郵便局宛書函三ツ

古賀 佐世保市松浦所ニ七
木下 廣村

E、各部の新委員の部員選任に支那語

を傳ふる事、所々を経る所計、如何なる

F、川島中央委員の部下、古賀部、長江に依りて